

大阪市告示第1338号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場 トレーニング場	令和6年10月1日（火）から 同月2日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和6年10月4日（金）	
	令和6年10月7日（月）から 同月9日（水）まで	
	令和6年10月11日（金）	
	令和6年10月15日（火）から 同月16日（水）まで	
	令和6年10月18日（金）	
	令和6年10月21日（月）から 同月23日（水）まで	
	令和6年10月25日（金）	
	令和6年10月28日（月）から 同月30日（水）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）